

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

次のとおり公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを開始します。

令和8年3月17日

福島県知事 内堀 雅雄

1 業務概要

- (1) 業務名 福島県地域防災サポーター養成事業業務
- (2) 業務内容 防災士養成講座の実施
※詳しくは、「福島県地域防災サポーター養成事業業務委託仕様書」
のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月31日

2 公募型プロポーザル方式の内容

業務仕様、審査基準など公募型プロポーザル方式の詳細な内容は福島県地域防災サポーター養成事業業務公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）による。

3 参加資格

企画提案書を提出する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定

を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 県と円滑に連絡調整できるよう体制を整えておけるものであること。

(8) 審査会実施日から起算して前3年間、仕様書に合致した業務又はこれと同種、同規模の業務についての実績があり、かつ確実に業務を履行できる者であること。

(9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

4 プロポーザルの効力

本件プロポーザルは、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、プロポーザルの効力が生じる。

5 手続等

(1) 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県災害対策課

電話：024(521)7194 FAX：024(521)7920

mail：saigai@pref.fukushima.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出方法等

ア 提出期限 令和8年4月9日(木) 15時まで

イ 提出方法 福島県災害対策課へ郵送または持参により提出する

ウ 提出書類

- ・企画提案書(任意様式)
- ・事業経費積算書(任意様式)
- ・その他企画提案を説明するのに必要な書類(任意様式)

エ 提出部数 ア～ウ各6部(正本1部、副本5部)